

給与勧告に当たっての人事委員会委員長談話

- 1 本日、本委員会は、知事に対して職員の給与等に関する「報告」を行い、併せて給与の改定について「勧告」をいたしました。
- 2 本委員会は、本年4月における県内民間給与及び職員の給与について調査を行い、それに加えて国や他の都道府県の動向を踏まえながら、本委員会が執るべき措置について様々な角度から検討を行いました。

本年における4月の職員給与は、特例条例による減額措置前では民間給与を上回るものの、減額措置後は逆に下回っている状況も勘案し、国に準じた改定を行うよう勧告することとしました。
- 3 昨今、全国的にみると地域間における民間賃金の格差が拡大しており、現下の厳しい地域経済の状況等を背景に、地方の公務員の給与は、地域の民間賃金と比べて高いのではないかとの批判が強まっています。

今回、国においては、こうした批判に応えるべく、公務員給与に民間賃金を反映させるための地域間配分の見直し、年功的な給与上昇の抑制と職務・職責に応じた俸給構造への転換及び勤務実績の給与への反映を柱とした改革を、昭和32年に現在の給与制度が確立して以来、50年振りに行うこととされました。

本県においても、長引く厳しい地域の経済・雇用状況に加え、国と同様な給与構造から派生する諸問題に対応するため、国に準じて給与制度の見直しを行うこととしました。
- 4 本委員会の「勧告」は、労働基本権制約の代償措置であり、社会一般の情勢及び国や他の都道府県の動向を踏まえ、職員の給与その他の勤務条件を適切に決定することを基本としており、これにより、県民の支持を得られる職員の給与水準を保障するほか、時代の変化に応じた適正な給与制度が実現できるものです。

本委員会としては、現在実施されている特例条例による給与の減額措置は、このような「勧告」の趣旨とは異なるものであり、諸情勢が整い次第、本来あるべき職員の給与水準が確保されるべきと考えております。

5 県民各位におかれましては、本委員会が行う「勧告」の意義と職員の適切な処遇を図り、公正な人事・給与制度を維持することの重要性について、深いご理解をいただきますようお願いいたします。

6 今回の給与制度の見直しは、長期的な視点で、年功的な給与体系を抜本的に見直すとともに能力・実績主義を重視し、職員の努力や成果が的確に反映できる仕組みとしたものです。

職員の皆さんにとっては、一定の経過措置が執られるものの、大幅な給与水準の引下げを伴うものであり、特例条例による給与の減額措置が行われる中、与える影響が非常に大きい点は、十分理解しているところです。

今回の見直しが、公務員制度改革の流れの中で避けては通れない取り組みであることを理解され、また、本県の民間企業においては依然として厳しい状況にあることも認識の上、県民全体の奉仕者として、効率的な業務遂行と行政サービスの向上に努め、県民から寄せられる期待と要請に応えるよう、一層職務に精励されることを切望します。

平成17年10月17日

島根県人事委員会

委員長 中村 寿夫